

改 正 後	改 正 前
	<p><u>を適用する長期割賦販売等の対価の一部につき前受金を受け入れている場合において、その対価の全額につき13の2－2－1により円換算を行い、これを基として延滞基準を適用しているときは、これを認める。この場合において、当該前受金の帳簿価額と当該前受金についての円換算額との差額に相当する金額は、当該長期割賦販売等に係る引渡し又は提供の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(長期割賦販売等に係る債権等につき換算差損益を計上した場合の未実現利益繰延額の修正)</u></p> <p><u>13の2－2－6 長期割賦販売等に該当する資産の販売等について債権総額を計上するとともにその未実現利益を繰延計上する経理を行っている法人が、当該資産の販売等に係る長期外貨建債権につき令第139条の3第2項《取得時換算法の特例》の規定により当該事業年度終了の時における為替相場による円換算を行った場合において、その円換算により換算差損益の額が生じたときは、当該繰延経理をした未実現利益の額を調整するものとする。</u></p> <p><u>(注) 長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る短期外貨建債権につき計上した換算差損益について、法人が継続して未実現利益の額を調整しないこととしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(海外支店等の資産等の換算の特例)</u></p> <p><u>13の2－2－7 法人が国外に支店等を有する場合において、当該支店等の外国通貨で表示されている財務諸表を本店の財務諸表に合併する場合における円換算額については、当該支店等の財務諸表項目のすべてについて当該事業年度終了の時における為替相場による円換算額を付すことができる。</u></p>
(廃止)	

(廃止)

(換算差益を計上した場合の資産の取得価額の不修正)

13の2-2-8 資産の取得に要した外貨建債務につき当該事業年度終了の時における為替相場による円換算を行ったため換算差益が生じた場合であっても、当該資産の取得価額を減額することはできないものとする。

(廃止)

(外貨建てで購入した原材料の受入差額)

13の2-2-9 法人が、外貨建てで購入した原材料についての仕入金額の換算をいわゆる社内レートによって行う等13の2-2-1及び13の2-2-2に定める方法以外の方法によって行っている場合には、13の2-2-1又は13の2-2-2に定める方法によって換算した金額と当該法人が計上した金額との差額は、原材料受入差額に該当するものとする。

(注) 当該差額については5-3-8《原材料受入差額の処理の簡便計算方式》を適用することができる。

(廃止)

(外貨建ての有価証券の時価)

13の2-2-10 外国の証券取引所に上場されている外貨建ての有価証券につき低価法を適用する場合における令第34条第1項第1号ロ《低価法》に規定する「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」は、当該外国における規則第22条《有価証券の価額》に定める最終価格に相当する価額（購入手数料その他当該有価証券を取得するために要する費用の額を加算した金額）を当該事業年度終了日の電信売買相場の仲値により換算した本邦通貨の額によるものとする。

(廃止)

(製造業者等が負担する為替損失相当額等)

13の2-2-11 製造業者等が商社等を通じて行った輸出入等の取引に関して生ずる為替損益の全部又は一部を製造業者等に負担させ又は帰属させる契約を締結している場合における商社等及び製造業者等の取扱いについては、次

改 正 後	改 正 前
	<p>による。</p> <p>(1) <u>商社等については、短期外貨建債権債務につき期末時換算法を選定している場合（取得時換算法を選定している外貨建債権債務につき令第139条の3第2項《取得時換算法の特例》の規定の適用を受けたときを含む。）及び外貨建債権債務につき令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》の規定の適用がある場合において、当該契約に係る外貨建債権債務につき当該事業年度終了の時にその決済が行われたものと仮定した場合において製造業者等に負担させ又は帰属させることとなる金額（当該外貨建債権債務に係る換算差額並びに同条第3項及び第5項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》に規定する金額に相当する金額のうち負担させ又は帰属させることとなる金額に限る。）を、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>製造業者等については、すべての商社等に対する当該契約に係る金銭債権及び金銭債務につき当該事業年度終了の時にその決済が行われたものと仮定した場合において負担し又は帰属することとなる金額（当該金銭債権及び金銭債務につき外貨建債権債務を有するとした場合において当該外貨建債権債務に係る換算差額並びに同条第3項及び第5項に規定する金額に相当する金額のうち負担し又は帰属することとなる金額に限る。）を当該事業年度の損金の額又は益金の額に算入しているときは、継続適用を条件として、これを認める。</u></p>